

原議保存期間	5年(平成31年3月31日まで)
有効期間	一種(平成31年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
各方面本部長

警察庁丁保発第51号
平成26年3月31日
警察庁生活安全局保安課長

猟銃、空気銃の銃全長、銃身長及び実測口径の測定方法について(通達)

警察情報管理システムによる銃砲登録照会業務は、発見等に係る銃砲の出所究明に資するため、銃番号が判明しない場合であっても銃全長、銃身長及び実測口径(以下「諸元」という。)等の特徴から所持者等を照会する機能を有している。本件機能の効果的な活用には銃砲の諸元の測定方法を全国で統一する必要があるため、別添により行うこととしているので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

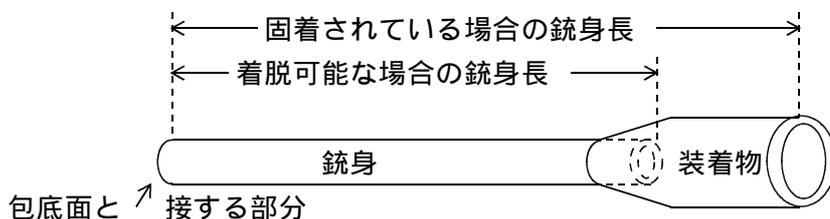
猟銃、空気銃の測定方法

1 銃身長

(1) 定義

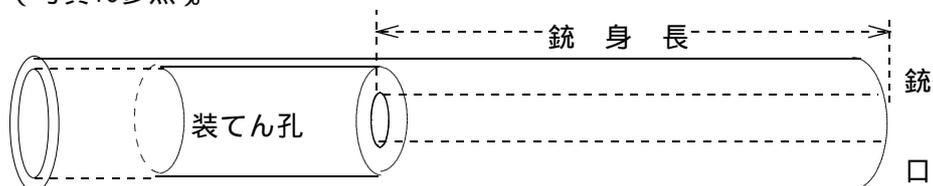
銃口の先端面(注1)から包底面(注2)(空気けん銃及び空気銃にあっては、弾丸装てん孔の後端面(注3))までの長さ(回転弾倉式のものにあっては、弾倉の長さを除く。)をいう。

注1 ペンチ、スパナ、レンチ等の工具を用いて着脱できる交換チョーク、マズルブレーキ(制退器)、バルンサー等の銃口装着物については、これを取り外して測定をする(写真1~3参照)。他方、ピン留め、ロウ付け等で銃身に固着されている銃口装着物については、これを銃身長に含める。



注2 包底面とは、薬室閉鎖位置にある遊底の薬莖底面と接する面をいう(写真4~9参照)。

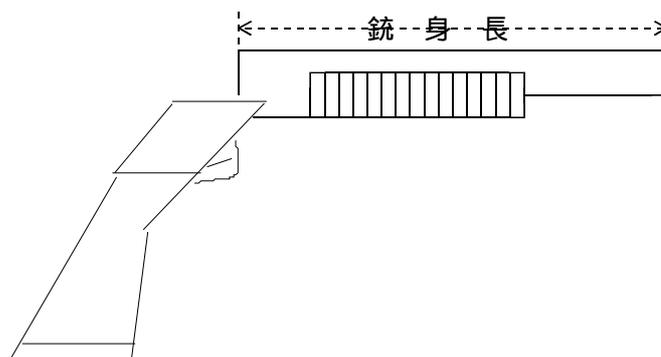
注3 弾丸装てん孔が銃身の中にあるものにあつては、下図の部分測定することとなる(写真10参照)。



(2) 測定方法

ア 猟銃

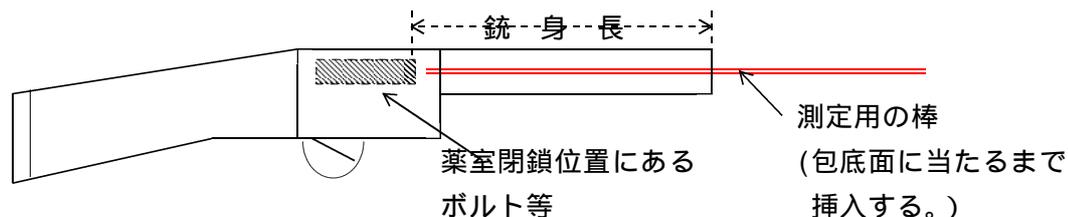
(ア) 単身元折式、水平二連元折式、上下二連元折式にあっては、銃を折った状態で銃身の先端から後端までをメジャー(銃に傷をつけない柔らかい材質のもの。)等で測定する(写真11参照)。



(イ) 単身自動式、単身ボルト式、単身レバー式、単身スライド式（ポンプ式）にあっては、薬室を閉鎖した状態で、銃口から腔旋を傷つけない材質の棒（プラスチック性又は樹脂コーティングをした洗い矢（銃身の清掃用具）等）を包底面に当たるまで挿入し、銃身内に潜った深さを測定する（写真12・13参照）。

これら形式の銃砲は、銃身後端面と包底面が一致しないことから、必ず、本方法により測定すること（銃身を取り外してその長さを測ることは不可。）

なお、薬室を閉鎖する前に実包が装てんされていないことを必ず確認すること。



イ 空気銃

(ア) 中折れ式にあっては、上記アの(ア)に同じ。

(イ) レバー・スプリング式、CO₂式など銃身後端から弾丸を装てんするもの（写真14・15参照）及びシャープ・ポンプ式など弾丸装てん孔が銃身の中間にあるもの（写真16・17参照）にあっては、レバー等を操作して弾丸装てん孔の端面が目視できる状態（弾丸の装てんが可能な状態）にしてから、測定する（写真16・17参照）。

(ウ) 回転弾倉式（写真18参照）にあっては、回転弾倉を取り外して銃身後端面を目視できる状態にしてから、測定する。

2 銃全長

(1) 定義

銃口先端（注4）から銃口中心線の延長と銃の最後部（注5）に接する線が直角に交わる点までの長さをいう。

銃身又は銃床が折りたたみ式、伸縮式又は着脱式の銃にあっては、通常の方法で発射できる形態（注6）のままでも最も短くした状態（注7）における長さを銃全長とする。

注4 ペンチ、スパナ、レンチ等の工具を用いて着脱できる交換チョーク、マズルブレーキ（制退器）、パラソール等の銃口装着物については、これを取り外して測定をする。他方、ピン留め、ロウ付け等で銃身に固着されている銃口装着物については、これを銃全長に含める。

注5 銃床に装着している肩当て部分（バットプレート(Butt Plate)、リコイルパッド等）については、銃全長に含めない（写真19～23参照）。したがって、肩当て部分の交換は銃全長に変更を来さないこととなる。

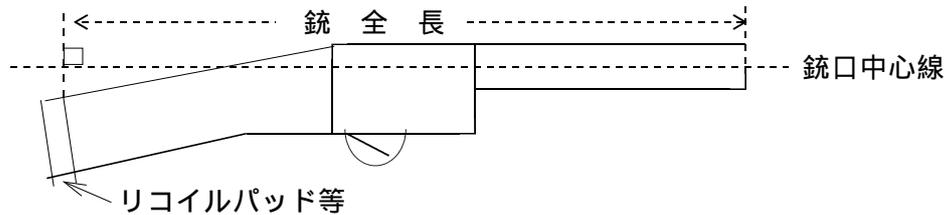
注6 機関部にねじ止めされている銃床は着脱可能であるが、これを取り外した場合、肩付け、頬付けした安定した据銃姿勢がとれないことから、通常の方法で発射できる形態には該当しない。

注7 機関部と銃床の間に挟むバンド調整用のスペーサー(写真24参照)については、これを取り外して測定をすることが原則であるが、スペーサーの取り外しによる銃全長の変化量が概ね1センチメートル以下であると認められる場合は、誤差の許容範囲として測定時に取り外すことは要しない。

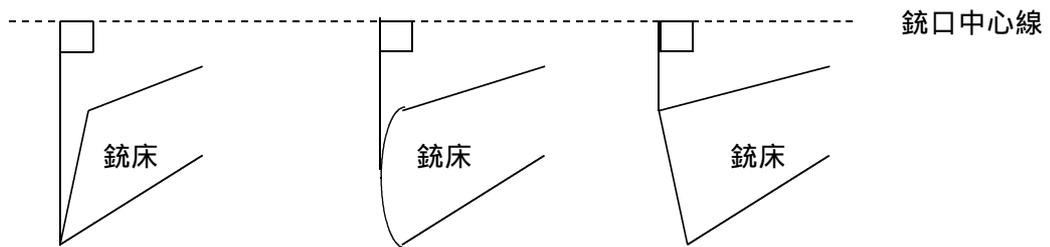
(2) 測定方法

下図に示す部分をメジャー等で測定する(写真25~27参照)。

なお、測定に当たっては、リコイルパッドを取り外すことなく、銃床最後部に定規を当てるなどして銃口中心線の延長との交点を特定すること(注8)。



注8 形状による銃床最後部の位置



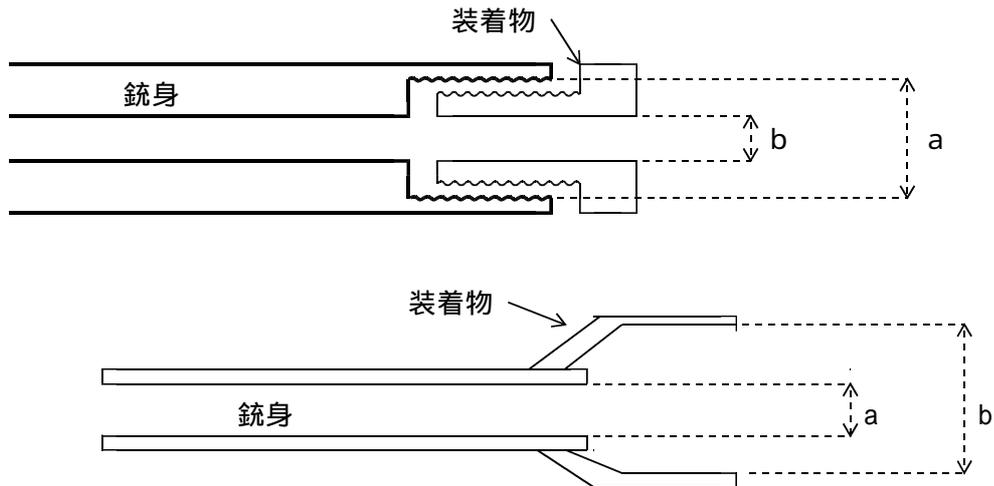
3 実測口径

(1) 定義

銃口先端(注9・10)の内径(注11)を測定した長さをいう。

注9 ペンチ、スパナ、レンチ等の工具を用いて着脱できる交換チョーク、マズルブレーキ(制退器)、バルンサー等の銃口装着物については、これを取り外して測定をする。なお、公称口径(規格上の口径)と実測口径が合致しない場合には、「特徴」欄に「交換チョーク式」、「着脱式マズルブレーキ(バルンサー)付き」等の記載をすること。

注10 銃身にピン留め、ロウ付け等されたマズルブレーキ(制退器)、ハンド・ライフルのバレル・スリーブなど、銃身に固着されている銃口装着物のある銃砲については、現状のまま測定する。なお、公称口径と実測口径が合致しない場合には、「特徴」欄に「マズルブレーキ(バレル・スリーブ)が固着」等の記載をすること。



- a : 脱着可能な場合の内径
 b : 固着されている場合の内径

注11 銃口部まで腔旋を有するライフル銃及び空気銃については、腔旋の山部の間隔（山径）をいう。

(2) 測定方法

ノギス又はテーパゲージ（銃口を傷つけることのないよう、銃口に触れる部分がプラスチック等の材質のもの。）を使用して、銃口先端部を測定する。

なお、銃口部まで腔旋を有するライフル銃（注12）及び空気銃については、実測することなく、「公称口径」＝「実測口径」とすること。この場合、公称口径がインチ表示である場合は、「0.254」を乗じた数値を実測口径（ミリメートル表示）とする。

注12 ライフル銃の適合実包の呼称には、一部、谷径や弾頭外径の寸法を用いたものがあるので、口径の基準（銃刀法第5条第3項、同法施行令第9条第2項第3号及び同法施行規則第19条第2項）の判断等に当たっては留意すること。

「山径（公称口径）」 < 「弾頭外径」 < 「谷径」

4 その他

猟銃等の測定に当たっては、以下の事項に留意すること。

不慣れな者が取り扱うことによる事故、故障等を防止するため、銃砲の組立て、機関部の開放又は閉鎖等は、所持者をして行わせること。

所持者の中には、猟銃等を素手で触られることを嫌う者も存在するので、手袋を使用して測定を行うこと。

銃口、腔旋に傷がつくことにより命中精度に影響を与えるおそれがあることから、測定は慎重かつ丁寧に行うこと。

測定に当たって以下の器材を使用すること。

- ・ プラスチック性又は樹脂コーティングをした洗い矢（銃身の清掃用具）等の腔

旋を傷つけない材質の棒

- ・ メジャー（銃に傷をつけない柔らかい材質のもの。）又は銃全長測定機等
- ・ ノギス又はテーパージ等（銃口に触れる部分がプラスチック等のもの。）

写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真10



写真11



写真12



写真13



写真14



写真15



写真16



写真17



写真18



写真19



写真20



写真21



12 散弾銃の可動パッド

写真22



競技用可動式銃床

写真23



写真24



写真 25



写真 26



写真27

